平成２２年（フ）第６０号
松江市矢田町250番地85　２Ｆ、前住所松江市南平台９番41号　カサ・デ・ロサＡ101
債務者　喜田　久子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９号
岐阜県大垣市開発町５丁目10番地９、従前の住所愛知県愛西市須依町佐原2209番地
債務者　伊藤　宣子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
北海道帯広市自由が丘３丁目５番地７
債務者　寺田　留次
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後１時30分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
北海道上川郡清水町北３条西３丁目２番地１
債務者　高山志緒里
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後１時30分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
北海道河西郡芽室町西４条９丁目１番地　公営住宅３－７
債務者　工藤　和生
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後１時30分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
北海道帯広市西７条南24丁目37番地　プリオール724．１－Ａ号室
債務者　篠原　　恵
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後１時30分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
北海道十勝郡浦幌町字住吉町23番地１
債務者　武田　明美
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後１時30分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
北海道帯広市西２条南25丁目９番地
債務者　青山すみ代
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後１時30分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
静岡県掛川市宮脇307番地の１　ヴィーブル宮脇103号室、前住所静岡県磐田市豊浜中野496番地
債務者　竹田　　牧
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１７６０号
大阪市港区弁天４丁目９番25号　マリンコート202号
債務者　鉢嶺志津恵（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８８８号
大阪府枚方市楠葉美咲３丁目11番10号
債務者　大川　　浩
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６号
秋田県能代市字不老岱56番地７
債務者　佐藤　初子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月27日午後１時10分
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第３８号
栃木県小山市大字犬塚835番地５
債務者　森谷　大輔
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第３４５０号
横浜市南区南太田２丁目16番14―902号
債務者　関　　和江
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１号
島根県出雲市大津朝倉２丁目７番地４　杉原アパート３、前住所島根県出雲市上塩冶町2738番地３
債務者　田部　美恵
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部